

杭を残して悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査①



地籍調査とは

- 一筆ごとの土地について、所有者等の立会をお願いし、所有者、地番、地目、筆界（土地の地番境界）を調査するとともに、測量を行い、その結果を「地籍簿」および「地籍図」に取りまとめるものです。
- 調査後は、一定の手続きを経て、地籍簿および地籍図の写しを管轄法務局に送付し、土地登記簿の記載事項が改められるとともに、今までの公図に代わり不動産登記法第14条地図として法務局に備え付けられます。

地籍調査前の公図



地籍調査成果の公図



地籍調査の目的

- 現在、法務局に備え付けられている簿冊（登記簿）と地図（公図）は明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積等が正確でないことが知られています。地籍調査はこのような状況を改善し、土地の正確な位置、境界、地積情報を明らかにすることにより、皆さんの貴重な土地財産を守るために実施します。
- このためにも、早期に調査を行うことが求められています。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査担当 ☎ 82-1222

出典：地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)

さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書に係る公聴会を開催します

■事業者

名称…小川エナジー合同会社

■事業の名称および種類

名称…さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書

種類…太陽電池発電所

■日時・場所

日時…6月29日（火）午後1時～3時

場所…コミュニティセンター「やまなみ」

■公述の申出

環境の保全の観点から意見を述べるができます。

■公述の申出期間および申出方法

(1) 公述申出期間

6月4日（金）～6月14日（月）（必着）

(2) 公述の申出方法

公聴会において意見を述べようとする方は、書面により①氏名または団体名（代表者氏名）②住所

（主たる事務所の所在地）③準備書の名称④公聴会において述べようとする意見の概要および理由を記載し、持参、郵送、FAXにより埼玉県環境政策課へ提出してください。

(3) 公述申出書の送付先

埼玉県環境政策課

住所 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

FAX 048-830-4770

■留意事項

(1) 申出がない場合は、公聴会は中止になります。傍聴を希望される方は、事前に県環境政策課へご確認ください。（☎048-830-3041）

(2) 申出をされた方の中から、知事が公述人を選定し通知します。